

機関番号：33908

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2009～2010

課題番号：21830136

研究課題名（和文） 転換期国際法における先住民族の土地に対する権利-現状と課題

研究課題名（英文） Indigenous Peoples' Land Rights under International Law

研究代表者

松本 裕子（小坂田 裕子）(MATSUMOTO YUKO (OSAKADA YUKO))

中京大学・法学部・准教授

研究者番号：90550731

研究成果の概要（和文）：国際人権法上、先住民族の伝統的土地に対して集団的権利を承認する方法として、先住民族とその伝統的土地との間の特別な絆を強調するアプローチと、過去に不当に奪われた土地の返還や補償を認めるアプローチがあることを明らかにした。また、植民者に対する先住性を先住民族の要件としなくなり、アフリカの民族的少数者も先住民族として認められるようになったが、かかる状況で前者のアプローチに依拠すれば、アフリカにおける先住民族の土地権の権利主体が無制限に拡大しうる危険性があることを指摘した。

研究成果の概要（英文）：First, this research has revealed two approaches to recognize indigenous peoples' land rights under international human rights. One is to emphasize the special relationship between indigenous peoples and their lands, the other is to approve their rights to restitution or compensation for their traditional lands which have been unreasonably deprived of. Secondly, this research indicated there is a danger that the subject of indigenous peoples' land rights in Africa will expand unlimitedly. This is because the concept of indigenous peoples, which was traditionally understood in relation to the colonialism, has been broadened to be applied to ethnic minorities in Africa, and besides, by taking the former approach, the status of pre-invasion is not necessarily required as the condition of indigenous peoples' land rights.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	1,070,000	321,000	1,391,000
2010 年度	960,000	288,000	1,248,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,030,000	609,000	2,639,000

研究分野：国際法

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際法、国際人権法、先住民族、アイヌ、土地権

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、日本学術振興会特別研究員

としての2年間、先住民族による土地及び天然資源に対する権利について、現在の国際人

権法における到達点と限界を明らかにすることを目的に研究をおこなった。具体的には、国際及び地域的人権諸条約の実施監視機関の執行並びに、2007年9月に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国連宣言」（以下、国連宣言）の起草作業の分析・評価をおこない、先住民族の土地等に対する権利がどこまで、いかにして国際法上承認されているかを研究した。本研究は、特別研究員在任中におこなった研究と同じ目的で、その延長線上に位置づけられるものであり、まだ考察をおこなっていないアフリカ人権委員会における先住民族の土地及び天然資源に対する権利の到達点と限界について研究をおこなった上で、これまでの研究を体系化することを目指すものである。

多くの先住民族は、国民国家の形成過程において大量殺戮や強制同化等の抑圧・差別の歴史をもち、近年では、大規模な開発により先住民族の土地の環境が破壊されたり、強制移住を余儀なくされたりしていることが大きな問題となっている。先住民族にとって、伝統的に占有・使用してきた土地は経済的基盤であるだけでなく、精神的な意味でもその存在基盤となっている。先住民族の土地及び天然資源に対する権利が回復されない限り、先住民族の生活のみならず生命までもが危機的状況にさらされ続け、構造的不平等が維持されることは明らかである。そのため、現在、先住民族の土地及び天然資源に対する権利の問題は、先住民族が居住する国のみならず、当該国に対して開発援助をおこなっている国家や国際機関との関係でも重要な課題となっている。

また、先住民族の土地及び天然資源に対する権利回復運動は、国家主権、ひいては伝統的国際法に対する挑戦という側面を有しており、この点からも国際法上の重要な検討課題であると考えられる。いわゆる「文明国」である西欧諸国を基礎として成立した近代国際法は、西欧諸国がその勢力範囲を新大陸などに拡大する際、「発見」「征服」「無主地先占」の法理に基づいて先住民族が伝統的に占有・使用していた領域を自国領域として編入・支配することを正当化した。先住民族は、このような国民国家への統合は植民地主義と同様に不当なものであるとして異議申し立てをおこない、自国民が歴史的に占有・使用してきた土地及び天然資源に対する権利を承認するように要求している。オーストラリア連邦裁判所は、1992年マボ判決において、無主地理論の適用を否定して先住権原を認める画期的判断をおこなったが、その根拠として人種差別を禁止する人権諸条約の義務をオーストラリアが受諾していることを指摘した。国際人権法分野における先行研究では、マボ判決に対する国際人権条約の影響が

議論されているが（村上正直「オーストラリアに対する人権条約の影響」1999年）、むしろ当該判決を一つの契機として国際及び地域的人権諸条約の実施監視機関の執行や各国の国内判例が1990年代以降大きく展開したという側面があることも見落とされてはならず、この点についての実証的研究をおこなう必要がある。

2. 研究の目的

本研究の目的は、先住民族の土地に対する権利について、現在の国際人権法における到達点と限界を明らかにすることである。具体的には、従来から存在する国際及び地域的人権条約の枠組みの中で、先住民族の土地に対する権利がいかにして、どの程度実現されているのか、さらには、先住民族の権利に関する国連宣言という新しい枠組みでは既存の人権条約には存在しなかった独自の権利が承認されているのか、を明らかにする。

なお、自由権規約委員会、米州人権裁判所、先住民族の権利に関する国連宣言、先住民族の権利に関する米州宣言については、すでに特別研究員としての研究で取り扱ったため、研究活動スタート支援を受けての研究では、これまでの研究の精緻化に加えて、アフリカ人権委員会における先住民族の土地及び天然資源に対する権利に焦点をあてて、その到達点と限界について考察をおこなう。

3. 研究の方法

本研究は、国際及び地域的人権条約の執行並びに、国連宣言及び米州宣言案の起草作業の分析・評価という実証的手法に依拠する。

4. 研究成果

(1) 日本学術振興会特別研究員としておこなった研究の成果を精緻化し、国際人権法学会20周年記念論文集にて公表した。そこでは、「先住民族の権利に関する国連宣言」の起草作業を検討し、同宣言の意義と課題を次のように示した。同稿での考察は、先住民族の伝統的土地に対して国際人権法上、何らかの集団的権利を承認する方法として、2つのアプローチがあることを明らかにした。第1のアプローチは、先住民族とその伝統的土地との間の経済的、文化的及び精神的つながりの強さを強調して、先住民族に特別な利用権や所有権を認めるもので、ILO第169号条約や自由権規約委員会・米州人権裁判所の実行で採用されている。当該アプローチは、植民地主義や過去の剥奪に対する責任という政治性が高く、国家からの強い反発が予想される問題を回避しながら、歴史的不平等を実質的に解決しようとするものである。第2のアプローチは、過去に不当に奪われた先住民族の伝統的土地に対する補償や返還を認めるも

ので、国連宣言で国際文書として初めて採用された。もっとも、第2アプローチは、本来、問題の土地を剥奪した者よりも先にその地に暮らしていたという意味での先住性を必要要件とするはずであるが、国連宣言は、先住民族の定義を回避し、先住性の証拠に乏しいアジア及びアフリカを含む普遍的適用を前提としている。さらに、国連宣言は、先住民族に土地等に対する所有・利用等の権利が認められる根拠を明記せず、第25条で先住民族とその土地との特別な精神的つながりを強調しており、第1アプローチにも依拠している。

確かに、第1アプローチと第2アプローチは、互いに排斥しあうものではないが、国連宣言の普遍性を確保すべく、先住性を要求せずに土地に対する権利を承認する第1アプローチを強調すればするほど、本来、先住民族の権利運動が重視していた第2アプローチの過去の剥奪に対する責任、それに続く補償問題は、背景に退くことを指摘した。

また同稿の考察は、国連宣言の趣旨が近代国家の形成過程から排除された先住民族の声を民主的プロセスに反映させ、国家の再構築を図ることにあることを明らかにしたが、同宣言は、多くの国において少数者である先住民族の声を民主的プロセスに反映させるための方法論をほとんど具体的に示していないという限界があることも指摘した。

(2) 「先住民族の権利に関する国連宣言」の起草過程において、アフリカ諸国が突如、採択延期を要求したことの背景について研究をおこない、中京法学に論文を掲載した。そこでは、ヨーロッパ植民主義との関係で捉えられていた伝統的な先住民族概念が、国連宣言の制定過程で変化し、先住性が必ずしも明らかでないアフリカの少数民族も含めた形で議論がおこなわれるようになったこと、先住性が先住民族の絶対要件ではなくなったことを明らかにし、その上で、先住性を要求せず、土地との精神的及び経済的な結びつきを強調し、先住民族の土地に対する特別な権利を認めることが、権利主体の無制限な拡大につながりうることを指摘した。

(3) 先住民族の土地に関する権利について、米州人権裁判所とアフリカ人権委員会(ACHPR)の実行の比較研究をおこない、国際人権法学会第22回研究大会インタレストグループにて報告をおこない、論文を完成させ、査読を経て、『国際人権』(国際人権法学会学会誌)に掲載が決定されている。そこでは、個人財産権条項に基づく先住民族の土地に対する集団的権利の承認が、米州人権裁判所の実行で確立していること、さらに米州人権裁判所の判例の影響を受けて、ACHPRでも

先住民族の土地に対する集団的権利の承認が財産権条項を通じておこなわれるようになったことを明らかにした。その上で、米州人権裁判所は、植民地時代等、遠い過去に剥奪され、現に占有等していない土地の問題については、権利承認の対象を、「当該土地と密接な関係を現在までもち続けている」「伝統的先住民族」に限定しており、2重の縛りがかかることによって権利対象が無制限に拡大することを防止しているのに対して、ACHPRはEndorois事件で過去に不当に剥奪された土地の返還権を認めたが、問題となっている土地を先住民族が占有等していない場合に、どこまで昔の剥奪を継続的侵害と考えるのかの基準を示しておらず、この点を明確にすることが今後のACHPRの1つの重要な課題となることを指摘した。

(4) また研究を進めていくうちに、日本のアイヌ問題を国際人権法の観点から検証することの重要性を認識するようになり、この点についても考察を開始している。2010年度は、紋別市における廃棄物処理場建設に対するアイヌ協会紋別支部の反対活動について、現地で同協会及び市役所にてインタビューを行った(当該旅費については個人研究費を利用)。

今後は、本研究で得られた知見を日本のアイヌ政策や国際環境法や国際開発等の他の学問分野に反映させることの可能性と課題についてさらに研究をおこなう予定にしている。

具体的には、第1に、これまでの研究をさらに精緻化し、日本のアイヌに集団的権利が認められうるのか、という点を国際人権法の観点から日本の憲法学に対する提言をおこないたい。具体的には、これまでの憲法学におけるアイヌの集団的権利に関する議論を整理し、自由権規約委員会や米州人権裁判所における実行の展開の観点から、集団的権利を否定する最大の根拠とされてきた日本国憲法の個人主義が、かならずしも集団的権利の承認を妨げるものでないことを立証したい。この点に関して、2011年11月に開催予定の国際人権法学会にて、アイヌの土地に対する集団的権利を憲法上の権利として認める必要性と可能性について、国際人権法の発展の観点から提言する報告をおこなうことが内定しており、現在、研究を進めている。

第2に、開発における先住民族の権利に関する研究をおこなう予定である。2010年度に生物多様性条約第10回締約国会合の開催に向けた世界の先住民族の準備会合を中京大学で実施した。また、前述した紋別市での現地調査などからも、現在、開発における先住民族の権利の保護が緊急な重要課題である

との認識を得るに至った。ただし、この問題は、環境・人権のみならず、開発・貿易など、多分野にわたるため、他の研究者との共同研究をおこなう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

①小坂田(松本)裕子「人権条約による先住民族の土地に対する集団的財産権の承認－米州人権裁判所とアフリカ人権委員会の実行比較を中心に」『国際人権』(国際人権法学会学会誌)第22号掲載決定、2011年発刊予定、査読あり

②小坂田(松本)裕子「先住民族の権利に関する国連宣言」の意義と課題－土地に対する権利を中心に」『講座国際人権法第4巻 国際人権法の国際実施』(国際人権法学会20周年記念)信山社、495-516頁、2011年、査読あり

③小坂田(松本)裕子「アフリカにおける先住民族の権利に関する国連宣言」の受容と抵抗－先住民族の定義・自決権・土地権をめぐって」『中京法学』第45巻第1・2号合併号、1-27頁、2010年、査読なし

[学会発表] (計3件)

①小坂田(松本)裕子「先住民族の権利に関する国連宣言」の意義と課題－アイヌ問題を考える契機として」中部憲法判例研究会、2011年3月5日、南山大学法科大学院

②小坂田(松本)裕子「人権条約による先住民族の土地に対する集団的財産権の承認－米州人権裁判所とアフリカ人権委員会の実行比較を中心に」国際人権法学会第22回研究大会インタレストグループ(「先住民族の権利」研究グループ)、2010年11月13日、明治大学駿河台キャンパス

③小坂田(松本)裕子「アフリカにおける先住民族の自決権」関西国際法研究会、2010年4月3日、京都大学法学研究科

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松本 裕子 (小坂田 裕子) (MATSUMOTO YUKO (OSAKADA YUKO))

中京大学・法学部・准教授

研究者番号：90550731

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者 ()

研究者番号：